

駿河台法学

第34巻第1号(通巻第65号) 2020

論 説

信託行為の別段の定めに限界はないのか？

—「本信託は、委託者兼受益者と受託者との合意に

よって(のみ)終了させることができる」を題材に—

～「民事信託」実務の諸問題(4)～

金森 健一

韓国における外国人非熟練労働者と雇用許可制

朴 昌明



駿河台大学